

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	県内 各市町村	高齢者 身体障害者	72	65歳以上の身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
秋田県		重度心身 障害(児)者	73	身障手帳1～3級所持者又は療育手帳(A)所持者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		乳幼児	74	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県		ひとり親 (母子)	75	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		ひとり親 (父子)	76						
秋田県	秋田市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から1歳 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	潟上市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳に達した最初の3月31日までの者 *訪問看護は対象外					
秋田県	能代市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:第3子以降の0歳から未就学児 *訪問看護は対象外					
秋田県	仙北市 八郎潟町 大潟村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外					
秋田県	由利本荘市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学3年生までの児童 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	にかほ市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生までの児童 *訪問看護は対象外	なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	北秋田市 湯沢市 横手市 小坂町 藤里町 三種町 八峰町 東成瀬村 美郷町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
秋田県	大仙市	乳幼児 (県の事業の) の拡大部分	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学校6年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	男鹿市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	五城目町 羽後町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準により自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	井川町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、小学校1年生から6年生までの児童の歯科受診 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大館市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県		ひとり親 (県の事業の 上乗せ分)		県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	上小阿仁村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		高齢身体障害者 (県の事業の 上乗せ分)		対象年齢無しの身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	大潟村 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 (県の基準の所得制限者のみ→県の基準により自己負担額が発生する者に対しても医療費の助成を実施) (1歳以上は一部負担金の1/2を自己負担→自己負担額なし) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
秋田県	羽後町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 (県の基準により自己負担額が発生する者のみ→県の基準の所得制限者に対しても医療費の助成を実施) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	12市町村 ※1	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
秋田県	美郷町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	県内 各市町村 (秋田市及び 由利本荘市 除く) (*)	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	由利本荘市 (*)	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児、住民税非課税世帯及び小学4年生から6年生の入院 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)			
秋田県	大館市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (未就学児→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から小学6年生 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	潟上市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院:未就学児、入院外:2歳まで→入院・入院外ともに小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	大仙市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	北秋田市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→中学生3年生までに拡大) (患者負担額なし→中学生の入院外のみ患者負担ありに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生—自己負担なし ・中学生—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)			
秋田県	湯沢市 横手市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				

※1 大仙市、北秋田市、男鹿市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、大湯村、羽後町、東成瀬村、三種町、八峰町

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	男鹿市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (入院:未就学児まで→小学生まで、入院外:2歳まで→未就学児までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から小学6年生 入院外:0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
秋田県	仙北市 八郎潟町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・0歳一自己負担なし ・1歳以上一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	小坂町 東成瀬村 三種町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→中学3年生までに拡大) ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) ・県の基準の対象年齢を拡大 中学1年生から中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	上小阿仁村 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	藤里町 八峰町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	五城目町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者に変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	井川町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を変更 (小学1年生から6年生まで→中学1年生から中学3年生までに変更) 県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、中学1年生から中学3年生までの生徒の歯科受診 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大潟村 羽後町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	美郷町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) (患者負担額なし→小学生のみ患者負担額ありに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・未就学児一自己負担なし ・小学生一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、中学生の入院外の自己負担額を変更 （患者負担額の1/2（上限：1レセプト1,000円/月）→中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生-自己負担なし ・中学生-1,000円まで全 額自己負担 （上限：1レセプト 1,000 円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
秋田県	上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
秋田県	秋田市 （＊）	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外		・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
秋田県	井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大 （中学校1年生から中学校3年生の生徒の歯科受診→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
秋田県	井川町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
秋田県	にかほ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
秋田県	大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
秋田県	由利本荘市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生するものに対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
秋田県	藤里町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八峰町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
秋田県	鹿角市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 中学1年生から中学3年生までの生徒に対し医療費の助成を実施 県の交付要綱による乳幼児及び小学生の基準を準用 *訪問看護は対象外	*住民税非課税世帯 自己負担なし *上記以外 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外		
秋田県	八郎潟町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	大仙市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし		対象外		平成27年 8月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担額の変更 （中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担→全額助成に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	横手市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学校6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県		ひとり親 （県の事業の上乗せ分）		*県の基準に対対象を拡大 ひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八郎潟町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） （1歳以上は一部負担金の1／2を自己負担→全額助成に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 8月診療分
秋田県	羽後町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	潟上市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
秋田県	潟上市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学生まで→中学3年生までに拡大） （1歳以上一部負担金の1/2を自己負担→自己負担なしに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	男鹿市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、実施機関番号「80.05.015.6」を廃止				平成28年7月診療分までの取扱い	
秋田県	県内各市町村（＊）	乳幼児	74	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 乳幼児及び中学校修了年度の3月31日までの児童 *訪問看護は対象外 *所得制限あり	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小中学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成28年 8月診療分
秋田県	大館市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から中学3年生 入院外：0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	鹿角市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の交付要綱による乳幼児及び小中学生の基準を準用 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	潟上市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	9市町村※2（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	湯沢市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、対象者を変更（小学6年生→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し入院のみ医療費の助成を実施 所得制限者：入院のみ中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
秋田県	横手市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	仙北市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	小坂町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
秋田県	五城目町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	八郎潟町 井川町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（0歳から未就学児→小学6年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	三種町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	八峰町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	藤里町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
秋田県	上小阿仁村（＊）	高齢身体障害者（県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している高齢身体障害者医療（県の事業の上乗せ分）について、自己負担額を変更（自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→住民税所得割非課税世帯は自己負担なし） 65歳未満の身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	・住民税所得割非課税世帯自己負担なし ・上記以外自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・中学生までー自己負担なし ・上記以外ー500円まで全額自己負担（上限：1レセプト 500円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
秋田県	にかほ市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については住民税所得割非課税世帯） *訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者自己負担なし ・上記以外窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	井川町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
秋田県	にかほ市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 8月診療分
秋田県		ひとり親 （県の事業の上乗せ分）		*県の基準に対してお対象を拡大 ひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	上小阿仁村（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	八郎潟町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし社会保険各法の本人は除く） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	東成瀬村（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外対象年齢を拡大 （入院外：0歳から1歳まで→未就学児まで） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から未就学児 入院外：0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上の未就学児 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
秋田県	大仙市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、備考を削除 （対象年齢：中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） （備考：市が定める所得制限あり→削除） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	湯沢市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、所得制限者の対象範囲を拡大 （入院のみ中学3年生まで→中学3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 所得制限者：中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、中学生の自己負担額を変更。 （中学生まで→自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1000円/月）→なし） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学校3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	五城目町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日） 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （未就学児まで→幼児（小学校1年生の7月31日まで）） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	*0歳 自己負担なし *1歳以上の幼児（小学校1年生の7月31日まで） 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
秋田県	男鹿市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分以降廃止としていた「80.05.015.6」を再開 *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県			81	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学校3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） *高校生等（満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県	由利本荘市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 （15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（上限：500円/レセプト→なし）） *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
秋田県	鹿角市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 *対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
秋田県	仙北市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 *対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	鹿角市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、自己負担額を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・住民税非課税世帯自己負担なし・左記以外自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
秋田県	潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	男鹿市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	仙北市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・0歳—自己負担なし・1歳以上—自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外			対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
秋田県	能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象者を拡大 （15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については 市民税所得割非課税世帯→18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する 日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に 達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 自己負担なし ・上記以外 窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	湯沢市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（幼児（小学校1年生の7月31日まで）→幼児（小学校1年生の7月31日まで）及び18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上小学1年生の7月31日まで 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月） ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで（非課税世帯：自己負担なし、課税世帯：上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	大館市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 婚姻している者、社会保険各法の本人は対象から除く *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	横手市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	県内各市町村（※）	高齢者身体障害者	72	*平成22年8月診療分から受託している高齢者身体障害者医療について、助成範囲に訪問看護を追加 ・高齢身体障害者で、65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者（全額助成） *訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		重度心身障害（児）者	73	*平成22年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害（児）者医療について、対象者を拡大 ・重度心身障害（児）者で、身体障害者手帳1～3級所持者又は療育手帳（A）所持者（全額助成） ・重度心身障害（児）者で、精神障害保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療（精神通院）所持者（全額助成・精神病床への入院は対象外。） *訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		乳幼児	74	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生→18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	・0歳児及び住民税所得割非課税世帯の児童：自己負担なし ・上記以外の児童：自己負担分の1/2（上限：1レセプト1レセプト 1,000円/月）	・0歳児及び住民税所得割非課税世帯の児童：自己負担なし ・上記以外の児童：自己負担分の1/2（上限：1レセプト1レセプト 1,000円/月）	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		ひとり親（母子）	75	*平成22年8月診療分から受託しているひとり親（母子）医療について、助成対象に訪問看護を追加 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（全額助成） *訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		ひとり親（父子）	76	*平成22年8月診療分から受託しているひとり親（父子）医療について、助成対象に訪問看護を追加 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（全額助成） *訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	秋田市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050016」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	大館市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050040」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	鹿角市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県			81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大(中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	由利本荘市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	潟上市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050115」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	潟上市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大(中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	北秋田市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	湯沢市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050149」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	湯沢市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(18歳まで) *訪問看護についても対象	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	男鹿市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日以後の最初の4月1日から、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者。)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	にかほ市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	にかほ市 (※)	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から受託しているひとり親医療について、助成対象に訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象) ・県の要綱に該当するひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	横手市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 ・15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	横手市 (※)	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成27年8月診療分から受託しているひとり親医療について、訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象) ・県の実施要綱に該当するひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	能代市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050180」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	能代市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	仙北市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県			81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	小坂町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	上小阿仁村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、助成範囲を拡大及び県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	・住民税所得割課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月) ・住民税所得割非課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	上小阿仁村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	藤里町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	五城目町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八郎潟町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	井川町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成31年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	井川町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	大潟村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	羽後町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	東成瀬村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	美郷町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	三種町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80051121」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	三種町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	八峰町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	男鹿市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050156」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
秋田県	藤里町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050644」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
秋田県	上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	県の基準の拡大に伴う対象者の変更 65歳未満の身障手帳4～6級所持者（全額助成）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。